

## キョルギ・ジュニア強化指定選手選考基準

### 1 選考対象者

#### (1) 選考対象者の要件

選考対象者は、下記3(1)記載の選考実施日（以下「選考実施日」という。）現在、次の①から⑥をすべて満たした者とする。

- ① 当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者
- ② 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる日本テコンドー界の期待に応え得る競技力を持つ者
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守していること
- ④ 大会に出場できないスポーツ障害・疾病がない者
- ⑤ 当協会強化計画に沿って活動出来る者
- ⑥ 強化指定選手として選考される意思を有する者

#### (2) 選考対象者の要件の事後的検討の原則禁止

選考実施日後に、選考対象者が上記(1)①から⑥のいずれかに該当しないことを理由として選考対象から外すことはできない。ただし、当該選考対象者が故意又は重大な過失により、上記(1)①から⑥に係る事実について申告をせず、または虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

### 2 NF強化指定選手（ジュニア）の選考基準

#### (1) NF強化指定選手（ジュニア）は、原則として、各階級3名以内とし、次の(2)から(4)に従って選考する。

#### (2) 以下の①から③の一以上を満たす者の中から強化指定選手を選考する。但し、以下の①②に該当していても、選考実施日から過去2年間に開催された下記③に列挙する大会に出場していないものは選考から除外する（強化委員会にて承認を受けて欠場した場合を除く）。

- ① 選考実施日から過去2年以内に、WTFが主管する公式試合、世界ジュニア選手権大会、ATUが主管するアジアジュニア選手権大会における4位以内入賞者。
- ② 選考実施日から過去2年間に開催されたWTFが定める世界ランキングポイントまたはオリンピックランキングポイントが付与される各種国際オープン大会ジュニア部門における4位以内入賞者。

- ③ 選考実施日から過去2年間で当協会が主催する全日本ジュニアテコンドー選手権大会、全国少年少女選抜ジュニアテコンドー選手権大会、公式国際試合、ジュニア日本代表選考会における3位内入賞者。
- (3) 一の階級で上記(1)①から③の基準を満たす者が複数存在する場合、上記(1)①、②、③の順に選考する。
- (4) 上記(1)①から③の各基準に該当する者が複数存在する場合は、①においては入賞順位の上位者を、②においては大会グレードの高い大会において入賞した者を、③においては原則として優勝回数の多い者（優勝回数が同じ場合、準優勝の回数を比較し、同じ場合は以下同じ要領で順次比較し、上位入賞数の多い者）を選考する。

### 3 選考方法

- (1) 選考は毎事業年度2回見直しすることとし、選考実施日は次のとおりとする。
  - ① 上半期（当年4月1日から9月30日まで）の強化指定選手の選考 当年3月1日
  - ② 下半期（当年10月1日から翌年3月31日まで）の強化指定選手の選考 当年9月1日
- (2) 強化委員会は、選考実施日に本選考基準に従ってNFジュニア強化指定選手の選考を実施し、その結果を選考委員会に上程する。選考委員会にて基準に則して選考されているか確認の後、理事会に諮り、理事会決議を経て確定する。
- (3) 前項の理事会決議は、選考実施日から14日以内に実施するものとする。

### 4 対象期間中における強化指定選手の追加

- (1) 強化委員会は、次の場合においては、上記3(1)で定める選考実施日に関わらず、必要に応じて強化指定選手を追加選考することができる。
  - ① 対象期間中に強化指定選手を辞退または解除された選手がいた場合
  - ② 強化指定選手以外の選手が上記2(2)に定める基準を新たに満たした場合
- (2) (1)の際における理事会承認は、重要度や緊急度に応じて遡及適用による事後承認も可とする。

### 5 参考選手

- (1) 上記2(2)に定める基準には及ばないが、今後の活躍が期待できる選手について、強化委員の推薦により「参考選手」として全日本の強化事業（合宿・大会派遣等）に招集することができる。

- (2) 参考選手の選考・招集は強化委員会内での決議事項とし、理事会での決議は不要とする。
- (3) 参考選手が強化事業に参加する際に係る費用については、原則、全額自己負担とする。

## 6 選考に関する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者は、選考実施日から7日以内に、不服申立規程に従って、不服を申し立てることができる。

## 7 強化指定の解除

次の一に該当した場合、当協会の選考委員会および理事会の決議を経て、強化指定を解除する。ただし⑥については、理事会での決議は不要とする。

- ① 強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- ② 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ③ アンチ・ドーピング規程違反を犯した場合
- ④ 強化指定選手として不適切な言動を行った場合
- ⑤ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑥ 強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合

以上

### (付則)

- 1 この選考基準は、2016年9月1日から施行する。
- 2 この選考基準の改正は、2017年3月25日の理事会において承認され、2017年3月1日から遡及適用する。